

○厚生労働省令第五十九号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる者（イ及びロにあつては、事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。）以外の者のうちから選任すること。

イ 事業者が法人の場合にあつては当該法人の代表者

ロ 事業者が法人でない場合にあつては事業を営む個人

ハ 事業場においてその事業の実施を統括管理する者

第四十五条第一項中「第十三条第一項第二号」を「第十三条第一項第三号」に改める。

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。